

2024年度

障害のある人の自立支援 「工賃増へ向けての取り組み助成」

京都、滋賀で働く障害のある人の「工賃増」を目的とした障害者支援事業所などの取り組みを対象に助成します。物価高の影響を受けながらも、商品の生産や製造、販売、サービスの提供などで工賃増を目指した積極的な取り組みを支援します。

【対象】 京都府、滋賀県内に所在する障害者支援事業所（就労継続支援A型・B型、就労移行支援、地域活動支援、生活介護など）で、障害のある人の工賃増を目指して、商品の生産活動を行い、2025年4月から計画を実行して2026年3月までに助成金を生かして具体的な成果をあげられる次の取り組み

- ① 商品の改良・新商品を開発するための材料・機器
 - ② 商品の販売時に必要な物品、販路の確保・拡大のための経費
 - ③ 品質向上のための研修・指導料
 - ④ 工賃増につなげるための設備整備費
- ※既成商品の生産に関する水光熱費やガソリン代、材料費などの経費は対象外とします

【助成額】 1件30万円を上限とします

【条件等】

- ① 活用計画への自己資金の設定を必要条件とし、申請団体が捻出できる最大の金額を記入してください
- ② 2023年度の「収支決算書」「貸借対照表」の2表と2024年度の「収支予算書」を提出してください
- ③ 設備整備費を申請される場合は、税込み価格の見積書、カタログを必ず添付してください
- ④ 申請団体の概要や活動内容のわかるパンフレット等を必ず添付してください
- ⑤ 申請は1法人1事業所とします
- ⑥ 同一の申請団体が「工賃増」と同時募集の「福祉活動支援」に申請することはできません
※2023年度の同助成を受けられた団体で、報告書の提出がまだの団体は、進捗状況を提出してください。

【締め切り】 2024年12月25日（水）必着

【申請受付】 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、郵送で提出してください

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内
公益財団法人京都新聞社会福祉事業団「工賃増助成」係
TEL 075（241）6186 FAX 075（222）2515

【贈呈】 2025年3月下旬

【申請書類】 申請された書類は返却しません。申請書類に記載の個人情報は、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します

【その他】

- ① 申請内容に変更があった場合は当事業団に届け出てください。助成金贈呈後に、達成不可能となった場合や申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合は、助成金の返金を求めます
- ② 助成を受けた団体は、助成金の活用が完了後1カ月以内に報告書を必ず提出してください。また、中間報告を求めることもあり、活動現場の視察を行う場合もあります
- ③ 贈呈団体名は、京都新聞紙面や当事業団のホームページなどでお知らせします。また、贈呈先の了承を得て、助成金を活用された取り組みの写真を当事業団の広報物で掲載することもあります。

以上